

返金制度に関する規定（概要）

合同会社 Lux Care Partners

当社は、有料職業紹介により採用された人材（長期雇用に限る）が早期に退職した場合、お支払いいただいた紹介手数料の一部を求人者（施設・事業所）様へ返還する制度を設けております。

返還に関する基準および条件は以下の通りです。

1. 返還の基準（返金割合）

求職者が入職後、自己都合又は当該人材の責に帰すべき事由により退職した場合、退職時期に応じて以下の割合で紹介手数料を返還いたします。

退職時期	返還割合
入職後 14 日以内の退職	紹介料の 80 % 返金
入職後 30 日以内の退職	紹介料の 50 % 返金
入職後 60 日以内の退職	紹介料の 30 % 返金
入職後 61 日以降	返金対象外

2. 返還の対象外となる条件

- 雇用期間が 1 か月未満の短期雇用、またはスポット紹介の場合
- 求人者（施設・事業所）側の都合または責に帰すべき事由（労働条件の相違、職場環境、指示内容等）により退職した場合
- 施設都合による解雇、事前説明と異なる条件提示等があった場合

3. 退職時の通知義務

紹介人材が早期退職した場合は、退職日から 14 日以内に、速やかに当社へ書面又は電子メールにてご通知ください。

当該期間内に通知がない場合は、本条に基づく返還を受ける権利が喪失いたします。

※ 正式な適用条件および手続き等は、個別の「有料職業紹介契約書」の定めに従います。

制定日：2026 年 6 月 1 日